

## 第 81 号議案

豊後大野市個人情報保護条例の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、特定個人情報の取扱い等に関し必要な事項について条例整備の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第9条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条中「、個人情報」を「、個人情報（特定個人情報を除く。）」に改める。

第13条第2項中「代理人（）」を「代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。）」に改める。

第25条第4項中「訂正前の個人情報を提供したものに対し、訂正をした旨及びその内容」

を「訂正に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」に対し、遅滞なく、書面によりその旨に改め、同条第5項中「訂正決定等」との次に「、「45日」とあるのは「30日」と」を加える。

第26条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第27条第1項中「が適法に取り扱われていない」を「（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当する」に、「請求をする」を「請求する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用停止又は消去
- (2) 第9条第1項、第9条の3又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第6条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去

第29条第4項中「利用停止等決定等」との次に「、「45日」とあるのは「30日」と」を加える。

第30条第1項中「個人情報の開示に」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の開示に」に改める。

第39条第1項第1号中「第5条第2項第6号」を「第5条第2項第7号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「及び同条第2項」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第8条の2の規定により特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に規定する場合において意見を求められた事項について意見を述べること。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。